

議案第 98 号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例（平成 9 年 12 月条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「料金は」の次に「、1 月につき」を加え、同項第 1 号の表を次のように改める。

メーターの口径	基本料金
13 ミリメートル及び 20 ミリメートル	555 円
25 ミリメートル	3,000 円
40 ミリメートル	8,100 円
50 ミリメートル	13,000 円
75 ミリメートル	31,500 円
100 ミリメートル	62,000 円
150 ミリメートル	92,000 円
200 ミリメートル	120,000 円

第 23 条第 1 項第 2 号の表を次のように改める。

メーターの口径	水量料金（1 立方メートルにつき）			
	1 立方メートルから 10 立方メートル	11 立方メートルから 20 立方メートル	21 立方メートルから 60 立方メートル	61 立方メートル以上

	方メートルま で	立方メートル まで	立方メートル まで	
13ミリメ ートル及び 20ミリメ ートル	60円	178円	200円	231円
25ミリメ ートル及び 40ミリメ ートル		178円	200円	231円
50ミリメ ートル及び 75ミリメ ートル			200円	231円
100ミリ メートル以 上				231円

附 則

- 1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市水道事業給水条例の規定は、令和6年4月1日以後の水道メーター検針に係る水道料金から適用し、同日前の水道メーター検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

提案理由

水道事業の健全な運営を確保するため、水道料金を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。